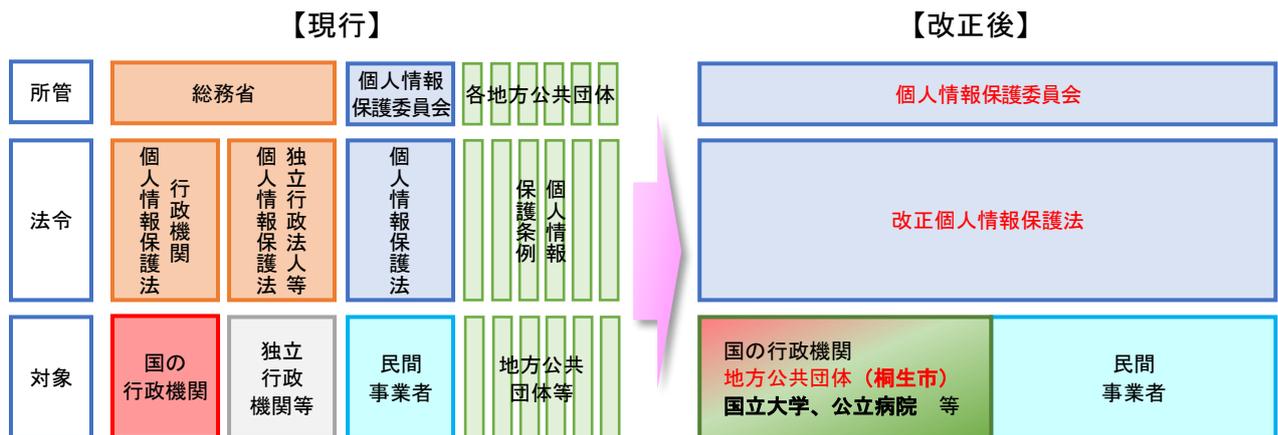


桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子（案）について

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）が改正され、地方公共団体に適用される部分は、令和5年4月1日に施行されます。

改正後の個人情報の保護に関する規律は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が1つの法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報の保護に関する規律にも改正後の個人情報保護法（以下「改正法」）が適用され、全国共通ルールとして法律で運用することになります。

したがって、桐生市個人情報保護条例（以下「現行条例」）に基づき運用していた桐生市の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から改正法によることとなるため、現行条例を廃止し、新たに法律から委任された事項等を規定する改正後の法施行条例を制定します。



1 改正法の概要

改正法の施行後は、桐生市も法律に基づく全国的な共通ルールにより個人情報の保護制度が規律されることとなりますが、個人情報の開示請求や訂正請求及び利用停止請求の手続きは、今までと同様に継続されます。

個人情報の保護に関する規律は、国の行政機関である個人情報保護委員会が全国の所管となり、行政機関等に対し監督権限を持つこととなります。

2 条例の制定について

現行の桐生市個人情報保護条例を令和 5 年 3 月 31 日で廃止し、令和 5 年 4 月 1 日から桐生市においても改正法が適用されることに加えて、改正法で委任された事項等を定める「桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「法施行条例」）を制定します。

3 主な変更点について

(1) 変わらない点

ア 開示請求に係る手数料

手数料の額は「無料」とし、現行と同様に、写しの交付及び送付に要する費用は請求者に負担いただきます。

(2) 変わる点

ア 個人情報ファイル簿及び個人情報管理簿について

改正法に定められている個人情報ファイル簿を作成するほか、現在行っている「個人情報取扱業務の届出」を「個人情報管理簿」に改め作成し公表します。

ただし、法律の規定により個人情報ファイル簿の対象者は 1,000 人以上を公表します。

イ 開示決定等の期限

開示決定期限は、現行の 15 日から改正法と同様に 30 日とします。ただし、期限延長は、現行の 45 日から改正後は 30 日になり、開示決定期限と期限延長を合わせた日数は同じ 60 日です。

4 法施行条例の骨子(案)について

(1) 必ず条例で規定する必要がある事項

ア 開示請求時に係る手数料

- ➡ 改正法第 89 条第 2 項で「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定されたことから、次のとおり手数料について規定します。(現行条例と同じ内容です。)

手 数 料：無料

写しの交付：写しの交付及び送付に要する費用

(2) 条例に規定できる事項

ア 条例要配慮個人情報

- ➡ 現在の要配慮個人情報に該当する規定は現行条例にはなく、また、法律の規定にある地域の特性その他の事情により必要となる要配慮個人情報は特に想定されないため、改正法の規定に基づく内容とし、新たな規定は設けない予定です。

[参考]

- ・「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして定められた個人情報をいいます。

イ 個人情報ファイル簿と個人情報管理簿

- ➡ 「個人情報ファイル簿」とは、改正法において対象者 1,000 人以上の個人情報を取り扱う際に作成・公表することが定められているものです。このファイル簿には、利用目的、記録項目、収集方法等について、記録をします。

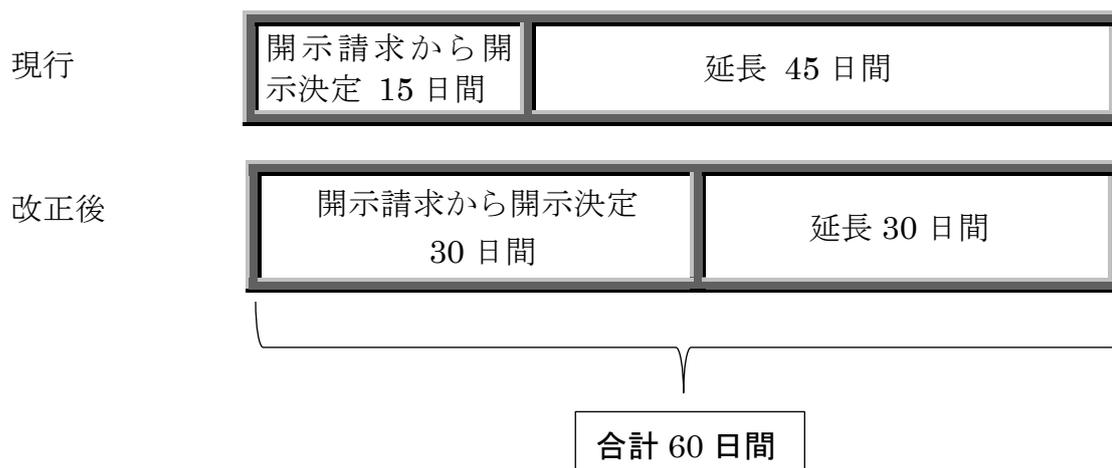
また、改正法に定められている個人情報ファイル簿の項目には含まれない情報について、新たに「個人情報管理簿」として作成し公表します。これにより、市がどのような個人情報を保有しているのかを明確にし透明性を図ります。

※ 現行条例の「個人情報取扱業務の届出」は廃止になります。

ウ 開示決定等の期限

➡ 現行条例では、保有個人情報開示請求から開示決定等まで 15 日間、期限延長を最大で 45 日間、合計 60 日間としています。

桐生市では、改正法に基づいた保有個人情報開示請求から開示決定等まで 30 日間、期限延長を最大で 30 日間、合計 60 日間とするため、条例の規定は設けない予定です。



エ 桐生市情報公開及び個人情報保護審査会への諮問

➡ 審査会への審査請求に関する諮問は現在と同様となりますが、改正法では「条例で定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く必要があるときは、審査会に諮問することができる」とされており、以下のように規定します。

・法施行条例の改正又は廃止
・保有個人情報の安全管理のための措置
・個人情報の取扱いの運用上の細則を定める場合
➡ 改正法第 62 条に基づく利用目的の明示の具体的方法
➡ 改正法第 65 条に基づく正確性の確保のための方策
➡ 改正法第 66 条に基づく安全管理措置の具体的手法
➡ 改正法第 69 条第 2 項第 1 号に基づく本人同意の取得手法

(3) 実施を見送る事項

ア 行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る手数料

- ➡ 改正法に基づき、市が作成する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については、条例で定めることとされていますが、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施は任意とされていますので、条例での規定は見送ります。

ただし、今後、提案募集に係る準備が整い次第、その実施にあわせて行政機関等匿名加工情報の利用に関する利用料を定めることとなります。

[参考]

- ・行政機関等匿名加工情報とは、行政機関が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。
- ・行政機関等匿名加工情報の提供制度とは、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する事業の用に供しようとする者からの提案を受けて、行政機関の長等が審査の上、行政機関等匿名加工情報を作成し、提供するものです。

5 今後のスケジュールについて(予定)

令和4年9月8日～同年10月7日	パブリックコメントの実施
10月	パブリックコメントの実施結果の公表
12月	条例制定等に係る議案の上程
令和5年4月1日	施行日（法改正の施行日に合わせる）

6 意見の提出について

<提出方法>

任意様式に、①意見、②住所、③氏名、④電話番号を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 直接提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

<提出先>

桐生市役所 2 階 市民生活部 市民相談情報課

(〒376-8501 群馬県桐生市織姫町 1 番 1 号)

電話 番号 : 0277 (46) 1111 (内線 773)

ファクシミリ : 0277 (43) 1001

メールアドレス : shiminsodan@city.kiryu.lg.jp

※ いただいた御意見は条例制定に向けた参考とさせていただきます、個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。